

我澤・山崎[6]では、義肢・装具・座位保持装置等事業別の売上データと総費用（営業費用）に基づいた推定の結果、平成22年10月1日を含む会計年度時点で、義肢、座位保持装置が単体事業としては採算が取れていない可能性を示唆している。

本研究では、こうしたデータ更新がまだされていない部分の調査を計画している。初年度である平成25年度は下記を実施している（執筆時点で、実施中）。

#### 1. 事業所の収支の調査ならびに人件費単価の調査

※義肢・装具供給にかかる業界団体である日本義肢協会ならびに座位保持装置供給にかかる業界団体である日本車いすシーティング協会の会員である事業者全体を対象

人件費単価については平成21年度、23年度と比較的最近調査が行われている項目ではあるものの、法定福利費にかかる保険料率等改定が1年ごと（保険等の種別により、時期は異なる）に行われることなど制度関連の影響要因もあり比較的短期間で状況に変化が生じると考えられることから、今回改めて調査をおこなった。

また収支については、平成21年度末以来価格が変更されない一方で、法定福利費にかかる保険料率等改定、素材費等の価格の変動を受け、事業所の利益率がどのように変化しているかを把握するため調査をおこなった。

#### 2. 義肢、装具、座位保持装置それぞれの価格に対する間接労務費、小物材料費（購入部品費）、間接材料費、経費、販売費及び一般管理費などの諸費用が占める比率を明らかにする調査 ※日本義肢協会、日本車いすシーティング協会の会員のうち35事業所を対象

価格算定式の係数の大きさを規定する要素である、間接労務費、小物材料費（購入部品費）、間接材料費、経費、販売費及び一般管理費などの諸費用の構成比率の大きさを把握することで、現状にあつ

た価格算定式係数を求めるため、補装具製作事業者を交えた調査票の検討をおこなった。

#### B-2. 義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査 調査票A: 人件費（移動時間を含む）・収支について

義肢・装具・座位保持装置供給事業を扱う事業所について、人件費および収支にかかる調査を実施している（執筆時点で実施中。※巻末に調査票（調査票A）を付す）。

調査名称： 義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査 調査票A：人件費（移動時間を含む）・収支について

対象： 日本義肢協会・日本車いすシーティング協会会員（計393事業者）

調査時期： 平成26年1月31日～3月20日

発送・回答返送方法： 郵送にて紙および電子版（ExcelファイルをCD-Rに収録）の同内容2種類の調査票を発送。同封の返信用封筒による郵送（紙の調査票で回答の場合）もしくは電子メール（電子版調査票で回答の場合）により回答を返送

主な調査内容：

- ・人件費の支給額と労働時間
- ・労働時間に占める移動時間の割合
- ・過去3年間の事業所の収支

主な算出予定事項

- ・時間当たり人件費単価
- ・労働時間に占める移動時間の割合
- ・過去3年間の事業所の利益率

#### B-3. 義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査 調査票B: 費用構成について

義肢・装具・座位保持装置供給事業を扱う事業者について「義肢」、「装具（既製品を除く）」、「座位保持装置」、「その他」の事業別に、費用・売上の構成にかかる調査を実施するための検討を行った。具体的には、研究班で作成した原案に基づき、日本義肢協会、日本車いすシーティング協会の一部の会員の方と必要データ項目と回答のしやすさの

調整を取る検討をおこなった。

### C. 結果

今年度の成果としては、「調査票B：費用構成について」に関して、補装具製作事業者との検討を行うことで、制度発足以来長い間変更がなかった価格算定式の係数改定の根拠となるデータについて、具体的な収集方法を調査票としてまとめたことが挙げられる。検討の結果、義肢・装具・座位保持装置の各価格算定式にかかる諸係数を算出するために、下記の項目について調査をおこなうこととした。

主な調査事項：

- ・事業別人件費の構成比率
- ・事業別物品購入費の構成比率
- ・事業別その他の費用の構成比率
- ・純売上高（営業収益）の構成比率
- ・事業所全体の費用の構成比率

具体的な調査票の作成に当たっては、費用項目のデータについて、事業所で必ずしも義肢、装具、座位保持装置など事業別に区分して記録しているわけではないことから、代替の方法として事業別の費用額をどのように算出することが現実的か、発生する各種費用をどの項目に含めることが適切かなどについて検討を行い、調査票を作成した（※巻末に完成された調査票（調査票B）を付す）。

調査票の完成を踏まえ、平成26年3月6日に調査票を発送した。

調査名称： 義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査 調査票B：費用構成について

対象： 日本義肢協会・日本車いすシーティング協会会員より地域・従業員規模が多様になるよう選出された事業者（計35事業者）

発送・回答返送方法： 電子メールによる

調査時期： 平成26年3月6日～5月9日

主な調査内容： 上記の通り

現在実施中の調査について、次年度に集計をおこない結果をまとめる予定である。

### D. まとめ

本稿では、まず最初に現在の義肢・装具・座位保持装置の価格根拠として製作費用がどのように位置づけられたか先行研究を踏まえて概観した。ついで近年の製作費用調査の状況を示し、どのデータが更新されていないかを確認し、本研究の調査の位置づけについて示した。研究全期間のなかで製作費用データ全体を新しいものに更新する予定である。今年度は（1）ここ数年も実施されていた人件費単価にかかる調査を実施したことに加え、（2）長らく実施されてこなかった費用構成に関する調査について補装具製作事業者を交えて調査内容の検討をおこない、調査を開始した。

今回の研究を通じ、価格根拠となる製作費用データを包括的に収集し直し、現状に即した価格設定案を作成するための基礎データを整備したいと考えている。

### F. 研究発表

なし

### G. 参考文献

- 1) 飯田卯之吉、他：補装具の種目、構造、工作法などに関する体系的研究. 厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和53年度特別研究報告書、（1979）.
- 2) 山内繁、他：義肢装具の工作法等に関する調査研究報告書. テクノエイド協会、1996.
- 3) 山崎伸也：義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点. 厚生労働科学研究費補助金「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」平成20年度分担報告書、2009.
- 4) 我澤賢之：義肢・装具・座位保持装置の person 費・

素材費調査. 厚生労働科学研究費補助金「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」平成21年度分担報告書、2010.

5) 我澤賢之、山崎伸也：補装具費支給制度の価格に関する課題抽出. 厚生労働科学研究費補助金「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」平成23年度分担報告書、2012.

6) 我澤賢之、山崎伸也：補装具費支給制度の価格に関する課題抽出. 厚生労働科学研究費補助金「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」平成24年度分担報告書、2013.

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査  
調査票A：人件費（移動時間を含む）  
国立障害者リハビリテーションセンター研究部  
山崎伸也  
我澤賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費障害者対策総合研究事業（身体・知的障害分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者：井上伸）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス（メールご使用の場合）	

下記の細具の取扱の有無について、取扱のあるものに○、ないものに×をお書き下さい。

義肢	
装具	
座位保持装置	

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。  
 ※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
 ※お手数ですが、同封の返信用封筒もしくはeメールにてご返送ください。

下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。  
 日本義肢協会  
 日本車いすシーティング協会

●毎月の給与等支給について1

記入対象期間 2013年9月1日～9月30日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2013年9月30日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 2013年9月21日～10月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。 → 2013年 月 日 ~ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

	1.従業員数 単位：人	2.1ヶ月間の延べ出勤日数 単位：日	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数 単位：時間		4.毎月支給される給与等（支給額ベース） ※賞与等は含みません。 合計(=4a+4b+4c) 単位：円	4a 通常労賃支給分 (税引前。残業含む) 単位：円	4b 退職金 その他積み立て 単位：円	4c 法定福利費 単位：円
			所定内労働時間	所定外労働時間				
<b>週20時間以上勤務の方について</b>								
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。								
<b>週20時間未満勤務の方について</b>								
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。								

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註3 外部事業者との契約による場合対象1事業者につき1名としてください。月額契約はその月額を記入、決算期等で費用が異なる場合は12カ月分と決算料を合算し12で割った額を記入してください。

●毎月の給与等支給について2

記入対象期間 2013年10月1日～10月31日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2013年10月31日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 2013年10月21日～11月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→ 2013年 月 日 ~ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

	1.従業員数 単位:人	2.1ヶ月間の延べ出勤日数 単位:日	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数 単位:時間		4.毎月支給される給与等(支給額ベース) ※賞与等は含みません。 合計(=4a+4b+4c) 単位:円		
			所定内労働時間	所定外労働時間	4a 通常労賃支給分(税引前。残業含む) 単位:円	4b 退職金その他積み立て 単位:円	4c 法定福利費 単位:円
<b>週20時間以上勤務の方について</b>							
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)							
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)							
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)							
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について							
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。							
<b>週20時間未満勤務の方について</b>							
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)							
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)							
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)							
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について							
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。							

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註3 外部事業者との契約による場合対象1事業者につき1名としてください。月額契約はその月額を記入、決算期等で費用が異なる場合は12カ月分と決算料を合算し12で割った額を記入してください。

●賞与について

記入対象期間 2012年10月1日を含む貴事業所の会計期間

例) 会計期間が1月1日～12月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年1月1日～2012年12月1日

会計期間が4月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年4月1日～2013年3月31日

会計期間が11月1日～10月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年11月1日～2013年10月31日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄に「0」をご記入ください。

	1. 賞与の支給対象となった従業員数 単位:人	2. 対象期間における賞与の支給額 単位:円
<b>週20時間以上勤務の方について</b>		
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		
<b>週20時間未満勤務の方について</b>		
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

●各種社会保険適用の有無

下記の社会保険のなかで事業所に適用されているものに○印を、適用されていないものに×印をご記入ください。

健康保険	<input type="checkbox"/>
厚生年金保険	<input type="checkbox"/>
労災保険	<input type="checkbox"/>
雇用保険	<input type="checkbox"/>

●労働時間に占める移動時間の割合

下記の各区分ごとに、全労働時間中に占める移動時間の比率をお書きください。

		移動時間の比率
週20時間以上勤務の方について		
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		%
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		%
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		%
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		%
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		%
週20時間未満勤務の方について		
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		%
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		%
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		%
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		%
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		%

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註1  
補装具の売上については、厚生労働省告示第228号(平成19年10月1日)第1項(補装具の算入)に基づき、購入対価に経理上発生する費用の額を算入する。第3項に定められた通り、毎月の別表(購入・修理価格の補装具の100分の103に相当する金額で算定して下さい。(なお上記告示第4項に該当する義肢・装具・座位保持装置以外の補装具の売上金額は、第4項に該当する補装具の売上金額に100分の103の割合の100の差額で算定して下さい。)

●過去3年間の事業所の収支について  
ご記入の金額について、消費税込、消費税抜の別をお書き下さい(「税込」イ「税抜」→  
※可能な限り、消費税込の金額をご記入下さい。

1. 2010年10月1日を含む会計期間 ( )年( )月( )日

費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用 ※事業における人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務費、法定福利費、減価償却取など全費用の合計額をお書き下さい。	B-1 営業収益 (註1) ※事業における売上高の合計額(純売上高)をお書き下さい	
A-2 営業外費用 ※借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の売却等で発生した本業以外の営業活動で生じた費用をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の営業活動とは直接関係のない、特別な要因で発生した臨時の偶発的な損失、固定資産売却損、投資有価証券売却損、関係会社株式売却損等)は除きます。法人税の支払いも含まれません。	B-2 営業外収益 ※受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の営業活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の営業活動とは直接関係のない、特別な要因で発生した臨時の偶発的な利益、固定資産売却益、投資有価証券売却益、関係会社株式売却益等)は除きます。	
A-3 (小計)経常費用(=A-1+A-2)	B-3 (小計)経常収益(=B-1+B-2)	
利益		
C-1 (小計)営業利益(=B-1-A-1)		
C-2 経常利益(=B-3-A-3)		
合計(=A-1+A-2+C-2)	合計(=B-1+B-2)	

2. 2011年10月1日を含む会計期間 ( )年( )月( )日

費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用 ※事業における人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務費、法定福利費、減価償却取など全費用の合計額をお書き下さい。	B-1 営業収益 (註1) ※事業における売上高の合計額(純売上高)をお書き下さい	
A-2 営業外費用 ※借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の売却等で発生した本業以外の営業活動で生じた費用をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の営業活動とは直接関係のない、特別な要因で発生した臨時の偶発的な損失、固定資産売却損、投資有価証券売却損、関係会社株式売却損等)は除きます。法人税の支払いも含まれません。	B-2 営業外収益 ※受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の営業活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の営業活動とは直接関係のない、特別な要因で発生した臨時の偶発的な利益、固定資産売却益、投資有価証券売却益、関係会社株式売却益等)は除きます。	
A-3 (小計)経常費用(=A-1+A-2)	B-3 (小計)経常収益(=B-1+B-2)	
利益		
C-1 (小計)営業利益(=B-1-A-1)		
C-2 経常利益(=B-3-A-3)		
合計(=A-1+A-2+C-2)	合計(=B-1+B-2)	

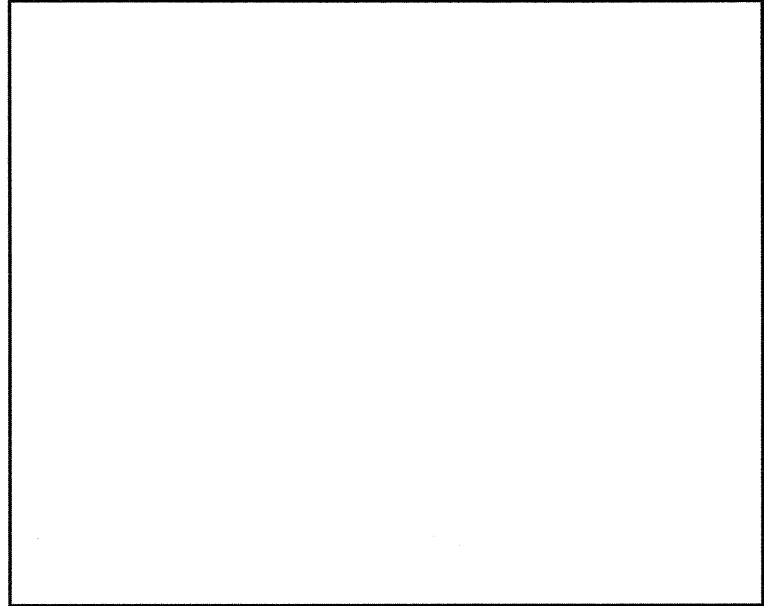
3. 2012年10月1日を含む会計期間 ( )年( )月( )日

費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用 ※事業における人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務費、法定福利費、減価償却取など全費用の合計額をお書き下さい。	B-1 営業収益 (註1) ※事業における売上高の合計額(純売上高)をお書き下さい	
A-2 営業外費用 ※借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の売却等で発生した本業以外の営業活動で生じた費用をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の営業活動とは直接関係のない、特別な要因で発生した臨時の偶発的な損失、固定資産売却損、投資有価証券売却損、関係会社株式売却損等)は除きます。法人税の支払いも含まれません。	B-2 営業外収益 ※受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の営業活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の営業活動とは直接関係のない、特別な要因で発生した臨時の偶発的な利益、固定資産売却益、投資有価証券売却益、関係会社株式売却益等)は除きます。	
A-3 (小計)経常費用(=A-1+A-2)	B-3 (小計)経常収益(=B-1+B-2)	
利益		
C-1 (小計)営業利益(=B-1-A-1)		
C-2 経常利益(=B-3-A-3)		
合計(=A-1+A-2+C-2)	合計(=B-1+B-2)	

●その他

義肢・装具・座位保持装置の価格制度について、ご意見等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)



ご回答いただく設問はここまでです。ご協力ありがとうございました。

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査

調査票B 費用構成について

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所

山崎 伸也

我澤 賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費総合研究事業（身体・知的等障害分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者：井上 剛 伸）を受け行っております。

● 事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

下記の団体に参加されている場合、○印をお書き下さい。

日本義肢協会	<input type="checkbox"/>
日本車いすシーティング協会	<input type="checkbox"/>

費用1: 人件費

(2013年1月～12月の実績を踏まえてご回答下さい)  
各費用の大きさ(給与、賞与、退職金積立、法定福利費の事業所負担分などを含む)が取扱全事業を合わせた事業所全体の人件費総額に占める比率をご記入下さい。

確認用

合計  0%

費用項目		1. 義肢 (註1)	2. 装具(既製品を除く) (註1)	3. 座位保持装置 (註1)	4. その他 (註1)
●人件費					
製造原価にかかる人件費					
1 直接労務費	製品の製造に直接かかわる作業(直接作業)に従事した場合の人件費(賞与、退職金、法定福利費を含む)				※「4. その他」の事業における製造原価にかかる労務費合計額が、事業所全体の労務費に占める比率についてご記入下さい。
	うち基本工作法にかかる部分	%	%	%	
	うちそれ以外の部分	%	%	%	
2 間接労務費	製品の製造に直接関わる作業に従事する直接工が、機械の修繕や製品の運搬など製品の製造に直接かかわらない作業(間接作業)に従事した場合の人件費(賞与、退職金、法定福利費を含む) (註2)	%	%	%	
「販売費及び一般管理費」にかかる人件費					
3 販売費及び一般管理費	「販売費及び一般管理費」にかかる人件費(賞与、退職金、法定福利費を含む) (註2)	%	%	%	%

註1 事業別の按分が困難な場合は、各事業の売上高(営業収益)の比率に応じて按分して下さい。

ただし、行項目「1 直接労務費」については、なるべく実態に即した数値をご記入下さい。

註2 同一の人がこれら複数の職務をおこなっている場合、作業時間配分を踏まえて比率を按分して下さい。

「製作」と「修理」にかかる労務費の比率について

製造原価相当作業にかかる人件費(労務費)を「製作」分と「修理」分に分けた場合、製作に相当する労務費の占める比率をご記入下さい。

●労務費のうち「製造」にかかる比率	1. 義肢	2. 装具(既製品を除く)	3. 座位保持装置
「製作」の占める労務費比率 ※取扱のない事業については、空欄にして下さい。	義肢にかかる製造原価相当労務費のうち「製作」に占める比率は	装具(既製品を除く)にかかる製造原価相当労務費のうち「製作」に占める比率は	座位保持装置にかかる製造原価相当労務費のうち「製作」に占める比率は
<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %



費用2: 物品の購入費用(材料費等)

(2013年1月~12月の実績を踏まえてご回答下さい)

各項目の費用が取扱全事業をあわせた事業所全体の物品購入費用の総額に占める比率をご記入下さい。

(合計が100%になるようご注意ください)

確認用

合計  %

費用項目	1. 義肢 (註1)	2. 装具(既製品を除く) (註1)	3. 座位保持装置 (註1)	4. その他 (註1)
<b>●物品の購入費用(材料費等)</b>				
製造原価にかかる物品の購入費用				
1 素材費	個々の補装具に区分けできる材料(完成用部品を除く)の購入費			
うち素材正味使用分	正味使用した分の費用(加工中、素材を切り落とした結果生じる不使用分などを含む)	%	%	%
うち素材ロス分	素材の加工中の破損、素材の倉庫保管中の破損などの	%	%	%
2 補装具費支給基準における完成用部品購入費	完成用部品の購入価格	%	%	%
うち完成用部品正味使用分	加工中の微小部品の脱落損失、倉庫保管中の亀裂などのロス	%	%	%
3 小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決めがたい材料の費用(麻ひも、はとめ、細いゴムバンド、スナップ、木ねじ、油脂、鉄鋸、銅鋸、各種接着剤、プラスチック病、プラスチック接着テープ、糸、釘、ビス、ナット、リーフ・ワッシャな	%	%	%
4 工具・機械購入費(減価償却処理するものを除く)	工具・機械などで、減価償却を行わないものの購入費用	%	%	%
「販売費及び一般管理費」にかかる物品の購入費用				
5 営業・販売・管理・事務にかかる物品購入費、デモ機製作に係る物品購入費	%	%	%	%
うち営業にかかるガソリン代	%	%	%	%

註1 事業別の按分が困難な場合は、各事業の売上高(営業収益)の比率に応じて按分して下さい。

ただし、行項目「2 補装具費支給基準における完成用部品購入費」については、特に実態に即した数値をご記入下さい。

費用3: その他の費用

人件費・物品の購入費用以外の費用の比率についてご記入下さい。

※減価償却費は、ここに含めます。

※加工等各種作業についての外注費は、ここに含めるものとします。

(2013年1月~12月の実績を踏まえてご回答下さい)

各項目の金額が取扱全事業をあわせた事業所全体の純売上高(営業収益)総額に占める比率をご記入下さい。

※純売上高総額に対する比率ですので、合計100%とはなりません。

費用項目	1. 義肢 (註1)	2. 装具(既製品を除く) (註1)	3. 座位保持装置 (註1)	4. その他 (註1)
<b>●その他の費用(人件費・物品購入費以外の費用)</b>				
1 人件費・物品の購入費用・減価償却費以外の費用	水道光熱費、交通費、賃賃料、外注加工費、特許権使用料など			
うち送料など	売上諸掛、仕入諸掛(註2)、その他各種送料	%	%	%
うち衛生費	クリーニング代、清掃代・メンテナンス代、清掃用具のレンタル代、産業廃棄物処理費用など	%	%	%
その他	水道光熱費、賃賃料、その他の外注費用、特許使用見料法定福利費以外の保険料(所領保険等)、衛生費以外での各種レンタル・リース費用など、その他の人件費・物品の購入費用・減価償却費以外の費用	%	%	%
2 減価償却費	うち製造原価相当分	%	%	%
うち「販売費及び一般管理費」相当分		%	%	%
うち営業用自動車償却分		%	%	%

註1 事業別の按分が困難な場合は、各事業の売上高(営業収益)の比率に応じて按分して下さい。

註2 経理処理上、仕入諸掛を材料費の仕入費用に含めている場合はこちらには算入せず、「費用2物品の購入費用(材料費等)」のシートのなかの該当項目含めるものとする

収支構成

各項目の金額が取扱全事業をあわせた事業所全体の純売上高総額(営業収益)に占める比率をご記入下さい。

(義肢、装具、座位保持装置、その他の合計が100%になるようご注意ください)

確認用

合計  %

内訳を用いた合計  %

●売上

1 純売上高(営業収益)

純売上高総額に占める各事業の売上高の比率をご記入下さい。	%	%	%	%
うち製作分	%	%	%	%
うち修理分	%	%	%	%

各項目の金額が純売上高総額(営業収益)に占める比率をご記入下さい。

(各項目の合計が、100%になるようご注意ください)

確認用

合計  %

●費用

1 人件費(費用1)のシートの対象費用	%
2 物品の購入費用(費用2)のシートの対象費用	%
3 その他の費用(このシート上半分「費用3」の対象費用)	%
4 営業純利益	%

お忙しいなか、調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(資料)

## 公定価格制度と薬価算定基準について

研究協力者 長瀬毅 流通経済大学経済学部 准教授

### A.目的

補装具の適切な支給を実現するためには、補装具製作者が事業を安定・継続して営めるような適切な価格をそれぞれの補装具に対して算定する必要がある。その一方で価格は補装具利用者および財政の負担が過大とならないような水準に設定される必要がある。こうした条件を満たし、補装具、特に類似の価格制度を持つ義肢・装具・座位保持装置の適切な支給を実現するために望ましい価格算定方式を提案するのが本研究の目的である。

現在、日本における完成用部品の価格は、供給事業者から個々に申請された価格をもとに厚生労働省が管理費用等補装具製作事業者にかかる見込み費用の加算を行って価格が決定される仕組みになっている。そのため、同一機能を有する完成用部品であっても費用構造が異なれば異なる価格が付される可能性が高い仕組みになっており、機能と価格が必ずしも対応しない一方で、供給事業者や利用者の事情を考慮して個別に価格を調整することが比較的容易になっている。

一方で、米国においては、Lコードにより、義肢・装具の機能区分が整理されている。日本で言う基本価格・製作要素価格・完成用部品価格を併せた機能ごとの区分があり、この機能区分が、供給対象者の身体機能・価格と結びつけられている。このうち価格については、機能区分に基づき州ごとに同一価格が設定されている。一つの機能に対して一つの価格が設定されるため、同一の機能を有する補装具の価格は、州内においては基本的に同一になる。補装具の製作事業者は、この規定された価格内に収まる範囲で部品（日本で言う完成用部品）を含む材料を調達し、補装具を製作する。部品の価格自体は直接統制されていないものの、部品の供給事業者は補装具製作事業者への供給に際し、価格競争に直面することになり、結果として部品の価格を抑制するインセンティブが働くと考えられる。

今後、日本において完成用部品の機能区分を考えていくうえで、機能区分の整理、整理された補装具の機能と人の機能を対照させた判定・供給を行う条件の整備と併せて、価格の設定をどうするかという課題が考えられる。日本における補装具の価格設定方式を、現行の個別的な価格決定方式から、より透明且つ客観的なルールに基づいたものにしなが、義肢等の製造業者の特性にも配慮できる柔軟なしくみを検討するうえで、現状通りの申請価格をベースにした方法、あるいは、機能区分ごとに公的に定められた単一の価格を設定する方法という両極端な方法のほかに中間的な方法として「供給事業者が一定のルールのもと価格を設定できる」ようにする方法が考えられる。そのような方法を考えるうえで、日本の薬価の算定基準がひとつの参考になると考える。

日本の薬価算定基準は、効能や効果、剤形などによる価格の上限が設定されており、それ以下の価格帯であれば製造販売業者が比較的自由的な価格を申請することができるようになっており、日本における補装具の価格設定方式と米国の価格設定方式の折衷的な価格設定方式といえる。

本稿では、薬価の算定基準のしくみと概要をまとめ、義肢等の価格算定の参考となり得るかどうかについて議論する。

## B.方法

中央社会保険医療協議会に審議を経て厚生労働省が定める「薬価算定の基準について」（現行の基準は、平成24年2月10日付けの厚生労働省保険局長名による通達（保発0210第4号[1]）による）の概要をまとめ、補装具等の価格算定基準に応用する上での課題を整理する。

## C.結果

薬価算定基準とは、保健医療機関、薬局が薬剤の支給に要する単位あたりの平均的な費用額を定める基準であり、算定された薬価が薬価収載される。以下、①新医薬品の薬価算定基準、②既収載医薬品の薬価改定基準について概要を説明する。

### ① 新医薬品の薬価算定基準

新薬の薬価算定においては、既収載の類似薬がある場合は、類似薬と同等以下の薬価になるように算定する。新規性のない新薬の場合は、算定額をできるだけ引き下げる方向で算定する方式になっている。類似薬がない新薬の場合は、製品製造企業が実際の生産に要した費用の一部と、公表されている統計データによる業界の平均的な経費率や利益率を用いて薬価を算定する。

#### 1) 既収載の類似薬があり、新規収載品に新規性がある場合：類似薬効比較方式（Ⅰ）

- ・類似薬の一日薬価と同額になるよう、薬価を算定する。
- ・新薬の画期性、市場性（希少性と市場規模の小ささ）、小児処方等に対する補正加算を行う。
- ・外国平均価格調整によって、外国平均価格から一定倍率の乖離がある場合、算定額の引き上げや引き下げを行う。

#### 2) 既収載の類似薬があり、新規収載品に新規性がない場合：類似薬効比較方式（Ⅱ）

- ・過去の一定の期間内に薬科収載された薬理作用類似薬の相加平均あるいは最低の薬価と同額になるように薬価を算定する。
- ・類似薬効比較方式（Ⅰ）の算定額を超えない。
- ・補正加算は行わない。
- ・外国平均価格調整によって、外国平均価格から一定倍率の乖離がある場合、算定額の引き下げを行う。

### 3) 類似薬がない場合：原価計算方式

- ・製品製造原価（原材料費、労務費、製造経費）に販売費・一般管理費、利潤、流通経費（卸売業者のマージン）を積み上げて薬価を算定する。
- ・製造販売企業が実際の生産に要した費目データのうち、原材料費のみを薬価の算定に使用し、その他の費目は公的機関等が作成した統計データによる業界平均値を上限として適用して算出する。これは、製造販売企業の申請通りの費目データを承認することの非効率性を軽減するための措置とされている。
- ・外国平均価格調整によって、外国平均価格から一定倍率の乖離がある場合、算定額の引き上げや引き下げを行う。

### ② 既記載医薬品の薬価改定

既記載品の薬価は、定期的な改定によって市場実勢価格の平均値に近づいていく。後発品の薬価収載や、市場環境の変化、効能及び効果等の変更に際しても薬価の改定及び再算定が行われる。

- 1) 薬価調査により卸の販売価格の加重平均値（市場実勢価格）より、改訂前薬価の2%分を加算した額を改定後の薬価とする。
- 2) 後発品が薬価収載された場合、先発品は最初の薬価改定の際に1)の方式による改定後の薬価からさらに引き下げる（4~6%）。
- 3) 薬価改定の際、当初の予想を超えた市場の拡大や主たる効能及び効果、用法または用量の変更、薬価が定額のため製造の継続が困難となる状態になったと判定された場合、薬価の再算定が行われる。

次に、現行の原価計算方式の薬価算定基準の意義について、標準的な経済学に基づいて解釈し、その技術的特徴と問題点について考察する。

まず、原価計算方式の特徴とその経済学的解釈<sup>1)</sup>について説明する。原価計算方式による販売価格の決定方式とは、ある製品の生産規格数1単位を製造・販売するのに必要な諸生産要素の平均的な投入費用（原材料費、製造・販売に係る労働投入量や光熱水費等）を費目ごとに積み上げ、これに一定の利潤率をかけて製品規格1単位当りの利潤を算出し、積み上げた製造費用と利潤との合計を製品の販売価格とする方式である。

原価計算方式による製品販売価格決定方式には、製造業者の製造費用の回収と利潤を保証する製品販売価格を算定することで、製造業者の長期的な存続を可能とするメリットがある。一方で、製造・販売等にかかる費用を製造業者からの申請通りに認めてしまうと、製造業者が企業努力によって費用を削減するインセンティブが失われ、また同一の効能・機能を持つ製品であっても異なる販売価格が付されてしまうなどのデメリットが存在する。

<sup>1)</sup> 以下は、我澤賢之・山崎伸也「補装具費支給制度の価格に関する課題抽出」、「『利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究 平成24年度 総括・分担研究報告書』[2]の記述に多くを拠っている。

こうしたデメリットを緩和するため、原価計算方式による販売価格算定に当たっては、個別の製造業者の生産費用を直接積み上げて販売価格を算定せず、当該製品製造業界の属する製造業者の平均的な費用を統計データ等によって算出し、それを費目ごとに積み上げることで製品販売価格を算定する。

薬価算定基準として採用されている原価計算方式も、医薬品製造業における平均的な製造費用を費目ごとに積み上げる方式を採用している。経済学においては、このような業界の平均的な費用を算出し、それを根拠として製品の販売価格を規制する価格規制方式を、「平均費用価格形成原理」と呼ぶ。ある生産規格数における製品1規格当たりの平均費用<sup>2</sup>を販売価格として算定する方式である。薬価算定基準における価格算定方式は、経済学的な観点から見れば「平均費用価格形成原理」に基づいた価格規制によるものであると解釈できる。

「平均費用価格形成原理」以外に、製品の販売価格を規制する方式としては、追加的な1規格当たりの生産に係る限界費用<sup>3</sup>と販売価格を等しく設定する「限界費用価格形成原理」がある。「平均費用価格形成原理」と「限界費用価格形成原理」のいずれが価格規制として優れているのかについて、経済学では資源配分の効率性<sup>4</sup>の観点から評価する。社会的に無駄のない効率的な資源・財の配分を達成できる最善の（first-bestな）価格決定方式は、「限界費用価格形成原理」である。製造業者と製品利用者がともに多数存在し、個々の製造業者・利用者の行動が製品の価格に影響を与えず、新規製造業者の参入と既存の製造業者の退出に関して障壁の存在しない状態である完全競争と、製品開発に係る研究開発費や製造に必要な機械・設備等の購入費用などの固定費用<sup>5</sup>がそれほど多額でないような状態を仮定すれば、「限界費用価格形成原理」に基づく価格設定は製造企業の利潤を最大化させる。また、完全競争状態においては、製品の販売価格は限界費用に等しくなり、その結果効率的な資源配分が自動的に達成される。

しかし、開発費などの固定費用が多額に上る業界においては、「限界費用価格形成原理」

---

<sup>2</sup> 平均費用とは、ある生産量における製造販売に係る費用総額を生産規格数で除したもので、規格1単位を生産するために必要となる平均的な費用を指す。生産にかかる費用総額は、生産量に応じて変化するため、平均費用は一定ではない。生産量に応じて平均費用が上昇する場合は「生産量に対して逓増的」、生産量に応じて平均費用が低下する場合は「生産量に対して逓減的」と言う。

<sup>3</sup> 限界費用とは、ある生産量において、追加的に1単位分の規格を新たに生産する場合に、追加的に支出しなければならない費用を指す。生産に必要な生産設備の規模などは短期的には一定のため、生産規模を所与とすると限界費用は生産量に応じて変化する。生産量に応じて限界費用が上昇する場合は「生産量に対して逓増的」、生産量に応じて限界費用が低下する場合は「生産量に対して逓減的」と言う。

<sup>4</sup> 効率的な資源配分が達成されている状態とは、製造に必要となる希少な諸資源が最も少ない費用で生産を行うことができる製造業者の手に渡り、製造された製品はその価値を最も高く評価する利用者の手に渡り、その結果として製造業者の利潤と利用者の満足の合計が最大化されている状態であると定義される。

<sup>5</sup> 固定費用とは、生産量の水準にかかわらず一定額の支出が必要となる費用を指す。生産に必要な機械・設備などは、一度購入してしまえば、その後一回も稼働させなくとも、購入費用は変化せず一定である。そのため、生産量を増やすほどに、生産物1単位当たりの固定費用額は低下していくことになる。一方で、生産量の水準に応じて支出額が変化する費用のことを可変費用と呼ぶ。生産に必要な光熱水費や労働に係る費用などがこれに当たる。前述の、限界費用が生産量に応じて変化するの、可変費用の変化を捉えているからである。

に基づいて製品の価格を決定すると、製造業者が自社の存続のための十分な利益を販売によって回収することができず、結果としてその業界の存続自体が危ぶまれることになる。このような場合の対応策としては製造業者の補助金を交付するなどの方策が採られることもあるが、製品の価格を直接引き上げて製造業者の利益を確保しようという施策が「平均費用価格形成原理」に基づく製品価格決定方式である。「平均費用価格形成原理」による価格規制は、資源配分の効率性と製造企業の収益性をある程度両立させる次善の(second-bestな)価格規制方式である<sup>6</sup>。

薬価算定基準として採用されている原価計算方式は、ある生産規模における製品 1 規格当たりの平均費用<sup>7</sup>を販売価格としており「平均費用価格形成原理」に基づく価格規制と解釈できる。新薬開発当初は、生産規模が少なく、規模の経済性が働くような状態<sup>8</sup>と考えられるため、「平均費用価格形成原理」による薬価の設定によって、企業の収益性を確保しながら生産量の増加を促すことは合理的と考えられる。

原価計算方式によって算定された新医薬品の薬価は、後発品の収載による薬価引き下げや、その後の薬価改定によって、市場実勢価格の平均値近傍まで引き下げられる<sup>9</sup>。これは、新薬販売後に生産量が増加し、「限界費用>平均費用」が成立している可能性がある状態において、「平均費用価格形成原理」による価格規制を行うと、製造企業が過少生産を行うインセンティブが生じることになるため、強制的な薬価引き下げ措置によって「限界価格形

---

<sup>6</sup> 企業の生産物の販売価格が、ある生産量における平均費用と等しく設定された場合、企業のその生産量における経済上の利潤はゼロになる。再生産に必要な費用の回収が担保されるという意味で、集積性はある程度保証される。しかし、固定費用が多額に上る場合、ある生産量に対応する平均費用は限界費用よりも高くなるため、「平均費用価格形成原理」による製品価格は「限界費用形成原理」による製品価格よりも高くなり、資源配分の効率性における、製品利用者が獲得できる満足の合計は「平均費用価格形成原理」による方が「限界費用価格形成原理」による場合に比して小さくなる。この意味で、「平均費用価格形成原理」に基づく製品価格算定方式は必ずしも効率的な資源配分を達成し得ない。だが、固定費用が多額に上る場合に、何らの価格規制も行われないとすれば、「平均費用価格形成原理」による製品価格よりも高い製品価格が実現して製品利用者の利益がさらに損なわれる状態になるか、製品製造者が再生産に必要な費用の回収すらできない状態になる可能性がある。「平均費用価格形成原理」に基づく製品価格算定は、社会的な利益の総和を最大化するという意味で最善の価格規制方式である「限界費用価格形成原理」に比べて資源配分の効率性という観点からは劣るものの、何らの価格規制も行われなかった場合と比べれば、企業の持続性を担保するに足る費用の回収が保証されるという点で優れており、最善ではないが次善の価格規制方式であるということができる。

<sup>7</sup> これまでの「平均費用価格形成原理」などの説明における、経済学上の概念としての「平均費用」は、ある製造業者における製品規格 1 単位を生産するために必要となる平均的な費用を指す一方で、薬価算定基準における「平均的な費用」とは、医薬品製造業に属する全ての企業の現状における生産量に対応した「平均費用」の平均値である。両者は厳密には異なる概念だが、製造企業間での競争の結果、製造費用を多く必要とする企業が淘汰され、当該業界に属する製造企業の費用構造がほぼ同一となる(代表的企業と呼ばれる)状態を仮定すれば、両者はほぼ同じ概念となる。本稿ではそのような理解の下に、両者をほぼ同じ概念として考える。

<sup>8</sup> これは、開発費などの多額の固定費用が存在し、生産規模が少ないため、「平均費用>限界費用」であり且つ平均費用、限界費用がともに生産量に対して逡減的である状態を指す。この場合、限界費用価格形成原理による価格設定を行えば、企業の収益性が確保できず、企業の退出・廃業と生産量の減少が起こると考えられる。

<sup>9</sup> こうした強制的な薬価引き下げは、市場実勢価格の平均値そのものも経年的に低下させる。それによって薬価の永続的・強制的な引き下げが起こらないよう、薬価の再算定において市場実勢価格に2%程度の調整幅を上乘せして再算定薬価を算出するしくみが導入されていると解釈できる。

成原理」に基づく薬価に近づけるための、妥当性のある措置と解釈できる。

原価計算方式の技術的な特徴と問題点について概観する。製品製造原価における原材料費以外の費目は、統計調査に基づく業界の平均値であり、特に可変費用の算定に用いる製造経費率や製造企業の利潤の算定に用いる対売上高営業利益率は、上場企業を対象とした「産業別財務データハンドブック」（日本政策投資銀行）[3]に拠っている。また、厚生労働省の統計資料である「毎月勤労統計」「医薬品産業実態調査報告書」は未上場の中堅・中小企業もサンプルに入っているが、規模別に区分された平均値を算定の際に用いているかは明らかではない。

以上を踏まえ、薬価算定基準における価格決定方式を補装具の価格決定方式に反映させる際にどのような留意が必要となるか整理する<sup>10</sup>。

まず、「平均費用価格形成原理」を補装具の価格決定方式に採用することの実行可能性について考察する。薬価算定において「平均費用価格形成原理」の採用を可能にしている条件は、以下のように整理できる。

- (イ) 公的機関等による統計データによって業界平均値が簡便に利用可能であること。また製造販売企業には上場企業も多く、大企業を中心とした統計データを利用することの弊害は少ないと思われること。
- (ロ) 薬剤処方に係る診療報酬データが集めやすく、全国的な流通市場が存在しているなど、定期的に薬価調査を行い、情報をアップデートしやすい環境が整えられていること。
- (ハ) 効能や処方など、使用者の効用に係る要素が客観的に定義でき、同一財との薬価比較が容易なこと。

こうした条件が、補装具に関して成り立ちうるかについては、以下のように整理できると考える。まず、補装具については、公的機関等による統計データが存在しないため簡便な業界平均値が利用できない。また、製造販売企業には未上場の中小企業が多いため、上場企業を主たる対象とした公的統計データを利用することはなじまない。

次に、補装具は利用者の要望や状態に合わせて調整され、そのための費用は画一的ではない。また製品を実際に販売するまでに製造業者が利用者の元を訪ねて調整に当たる必要が多いことなど、製品の供給に至るまでの費用が多額に上がることがあるが、そうした製品供給にかかる費用を一律に考慮できる簡便な価格決定方式は補装具においてはなじまない。

さらに、利用者の要望や状態は客観的・画一的に定義や標準化することは困難であり、市場全体としての同一財（類似品）を特定することも困難である。

以上の考察を踏まえた上で、望ましい補装具の価格決定方式を構築する際に留意すべき事項について整理する。まず、製造販売企業の費目に関する個票データを定期的に収集・

---

<sup>10</sup> ここでは「義肢等の価格算定方式」のなかで、本体・完成用部品双方を対象としている。

分析する必要がある。全国の市場を網羅した統計データが存在しないため、「限界費用価格形成原理」「平均費用価格形成原理」のいずれに基づく価格算定を行う場合でも、製造販売企業の費目に関するデータを定期的に収集する必要がある。また、費用面での非効率性を助長せず、且つ会計知識に精通することを前提としない、製造販売企業の負担の少ない簡便な調査項目・方式を検討する必要がある。特に、開発費などの固定費用の扱いは大きなポイントになる。

次に、基本的に「限界費用形成原理」に基づいた価格算定方式が望ましいと考える。費目に関するデータが個別企業ベースで入手できるのであれば、経済学的により好ましい限界費用価格形成原理に基づく価格算定方式を採用すべきである。製造販売企業の多様性に配慮しつつも、業界全体としての費用効率性を担保するために、DEAなどの統計手法を用いた効率性分析を定期的に行い、その結果を価格算定のベンチマークとする必要がある。

さらに、「平均費用価格形成原理」による価格算定方式を適宜併用すべきと考える。小規模の製造販売企業が多く、注文生産や使用者の要望に合わせた少量生産を行うことが多いと思われる義肢等業界の企業においては、生産量が少なく、「平均費用>限界費用」となるような、規模の経済性が働く局面に置かれている企業も多々存在すると考えられる。収集したデータから個別企業の限界費用、平均費用を算出し、上記のような状況になっている可能性が高い場合、「限界費用価格形成原理」ではなく、「平均費用価格形成原理」を用いるのが望ましい。それに関連して、費用構造に応じて価格調整方式を切り替えるための、透明且つ明示的なルールづくりが必要である。

最後に、個別のケースに配慮した加算方式を整備する必要がある。画期性や有用性など、供給する製品の効用のみならず、遠隔地への供給のための輸送費・調整のための交通費など、補装具に特有の多様な費目構成を考慮した加算方式について、外国の事例等を参考にすべきであると考え。これについては、Lコードによって外国における製品分類とリンクすることで、類似した他の業界の平均値データを利用するなどの簡便な価格算定方法を提案できる可能性がある。

#### D.引用文献

- 1) 厚生労働省保険局長、「薬価算定の基準について」（保発 0210 第 4 号），  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken15/dl/tuuchi1-1.pdf>
- 2) 我澤賢之，山崎伸也，「補装具費支給制度の価格に関する課題抽出」，厚生労働科学研究費補助金「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」平成 24 年度分担報告書，2013.
- 3) 日本政策投資銀行設備投資研究所 [編]，産業別財務データハンドブック Handbook of Industrial Financial Data 2013，(株)日本経済研究所，2013.



厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
分担研究報告書

補装具費支給判定基準マニュアルの作成

研究分担者 榎本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長  
研究協力者 伊藤利之 横浜市リハビリテーション事業団 顧問  
研究協力者 小川雄司 埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任  
研究協力者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部長  
研究協力者 武田輝也 宮城県リハビリテーション支援センター 技師  
研究協力者 正岡 悟 大阪府障がい者自立相談センター 所長  
研究協力者 松野史幸 一般社団法人日本車椅子シーティング協会

**研究要旨** 近年、補装具に対する障害者のニーズが多様化し、技術革新による新製品の開発や改良も活発に行われる中、身体障害者更生相談所（以下更生相談所）では、新製品に対する理解や高額、高機能な製品に対する社会的必要性の判断や、医学的見地からの必要性の判断等について、判定に困難をきたすケースが増加している。また、更生相談所における専門職等の職員配置については、地域差が生じており、全国的に平準化された判定業務を行うことは、困難な状況にあることが指摘されている。さらに、補装具費支給制度の基準解釈や理解についても各更生相談所による地域差、担当職員の職種や経験によっても差が生じているのが実態である。そこで、先行研究や活動から更生相談所の課題を抽出するとともに、補装具判定現場で実際に生じている疑義に対して公平・公正、標準的な判定の考え方を提示し、補装具判定における基準解釈の違い、地域格差を是正し、円滑な判定に資する目的で「補装具費支給判定Q&Aマニュアル」を作成する。平成25年度は、151間からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成した。平成26年度に内容についてのアンケート調査を全国の更生相談所に行い、その結果をもとに修正を加える。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義肢の完成用部品の機能分類を活用して平成27年度には完成版マニュアルを作成する予定である。

A. 目的

補装具費は公費で賄われることから更生相談所の補装具費支給判定は、地域差がなく全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。更生相談所における補装具判定の考え方や費用算定の根拠の基本となるのは厚生労働省が通知、告示する「補装具費支給事務取扱指針について」（以下取扱指針）、「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費事務取扱要領」（以下取扱要領）、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下基準）である。ただし、

その解釈や理解についても各更生相談所による地域差、担当職員の職種や経験年数によっても差が生じているのが実態である。

そこで、補装具判定現場で実際に生じている疑義に対して公平・公正、標準的な判定の考え方を提示し、補装具判定における基準解釈の違い、地域格差を是正し、円滑な判定に資する目的で「補装具費支給判定Q&Aマニュアル」を作成する。

## B. 方法

### B-1. 補装具費支給制度における課題の抽出

先行研究、調査、活動等における取扱指針、取扱要領、補装具費支給基準に対する意見、課題の抽出を行う。ここで言う先行研究、調査、活動とは次の3つである。

- ① 特例補装具判定困難事例集：平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト（テクノエイド協会）
- ② 全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会によるQ&A（平成23-25年度）
- ③ 補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究：平成24年度障害者総合福祉推進事業（テクノエイド協会）

上記で得られた研究結果、活動結果等から取扱指針、取扱要領、基準に対する意見、課題の抽出を行う。特に②の補装具判定専門委員会は平成23年度から活動を開始した全国身体障害者更生相談所長協議会内の組織（事務局：宮城県リハビリテーション支援センター）である。全国の更生相談所から補装具判定にかかる質問を随時受け付け2週間以内に回答を返す活動をおこなっている。Q&Aはこれまでに140問以上が蓄積されており、補装具判定専門委員会に寄せられた現場の疑義の内容、アイデアを中心に加工、修正して、更生相談所の補装具判定に役立つものに再編する。

### B-2. ワーキンググループによる検討

補装具に関する各分野の有識者、多職種から構成されたワーキンググループにより「補装具費支給判定Q&A暫定版」の内容を検討する。以下が筆者以外のワーキンググループのメンバーおよび所属（職種）である。

ワーキンググループ（研究協力者）

- 横浜市リハビリテーション事業団顧問  
伊藤利之（医師）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター  
小川雄司（義肢装具士）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター  
高岡 徹（医師）
- 宮城県リハビリテーション支援センター

武田輝也（理学療法士）

- 大阪府障がい者自立相談センター所長  
正岡 悟（医師）
- 一般社団法人日本車椅子シーティング協会  
松野史幸（リハ工学技師）

ワーキンググループの各自が補装具の各種目を専門的な見地から担当し、Q&Aの内容を検討、さらに新作問題を作成する。

（倫理面への配慮）Q&Aには個別の商品名、事例などの個人情報省き、倫理面に配慮している。また、利益相反に関係する企業はない。

## C. 結果

### C-1. 補装具費支給制度における課題抽出

先行研究、活動からは9つの課題が抽出された。それを制度の理解と判定における課題に分けて表に示す（表1）。

表1 補装具費支給制度の課題

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1) 制度の理解<ul style="list-style-type: none"><li>• 基準解釈が更生相談所によって異なる。</li><li>• 更生相談所が判定にかかる細かい算定方法などで解釈に困っている。</li><li>• 市町村によって支給決定の判断が異なる。</li><li>• 補装具のことを理解するマニュアルが欲しい。</li><li>• 更生相談所、市町村、製作者で支給制度の統一した理解が必要である。</li></ul></li><li>2) 判定について<ul style="list-style-type: none"><li>• 更生相談所によって判定困難と感ずる地域差がある。</li><li>• 文書判定では情報不足が原因で判定困難事例が生じている。</li><li>• 高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多い。</li><li>• 医師意見書の記載不備が多い。</li></ul></li></ol> |
|---|

1) 特例補装具判定困難事例集：平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクトからは以下の課題が得られた。

- ① 更生相談所によって判定困難と感ずる地域差がある。

② 文書判定など情報不足が原因で判定困難事例が生じている。

③ 高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多い。

同じ事例内容でも更生相談所によっては判定困難と感じないなど、更生相談所の判定力の地域差が伺えた。高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多かったのは全国共通の課題である。

2) 全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会によるQ&A（平成23-25年度における活動実績）からは以下の課題が得られた。

④ 基準解釈が更生相談所によって異なる。

⑤ 更生相談所が判定にかかる細かい算定方法などで解釈に困っている。

特に車椅子、電動車椅子の機能加算に係る解釈、細かい算定方法の質問が多かった。これは平成22年度から車椅子、電動車椅子の修理基準が機能ごとに細分されたことが原因である。

3) 補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究：平成24年度障害者総合福祉推進事業からは以下の課題が得られた。

⑥ 補装具のことを理解するマニュアルが欲しい。

⑦ 医師意見書の記載不備が多い。

⑧ 市町村によって支給決定の判断が異なる。

⑨ 更生相談所、市町村、製作者で支給制度の統一した理解が必要である。

制度の理解が更生相談所職員の職種、経験年数によって異なり、また、市町村担当者、業者、中間ユーザーでも同様のことが言える。補装具費支給制度の共通理解を図るためのマニュアルが必要であることが改めて確認できた。

## C-2. ワーキンググループによる検討結果

ワーキンググループ検討会議は平成25年11月23日、平成26年2月22日の2回開催し、随時メール会議でQ&Aの検討を行った。本研究で作成するマニュアルのQ&Aは補装具判定専門委員会に寄せられた現場の疑義の内容、アイデアを中心に加工、修正して、更生相談所の補装具判定に役立つものに再編したものである。平成23～25年

度における補装具判定専門委員会の活動で蓄積されたQ&A140問が制度の理解等の一般的な質問75問、更生相談所に特有な費用の算定基準に関する質問40問、その他個別商品・事例25問に分類できた。このうち個別商品・事例に関するQ&Aを削除した115問を簡潔に作り直した。また、不足していると思われる事項のQ&A35問をワーキンググループで新規に追加作成し、結果的に151問で構成した。

その構成は、車椅子が29問、指針等基準解釈が23問、座位保持装置19問、装具17問、児童補装具15問、電動車椅子10問、義肢9問、意思伝達装置8問、補聴器等8問、歩行器7問、難病6問からなる（図1）。

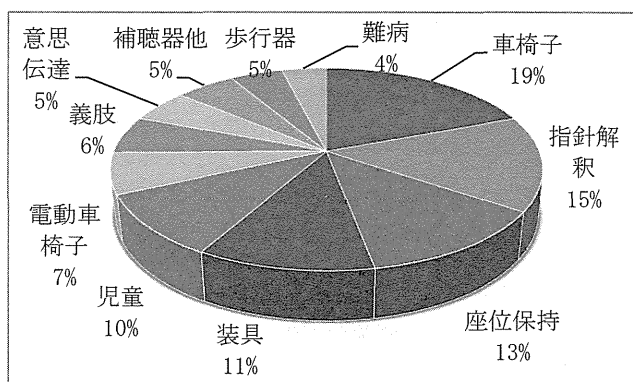


図1 補装具費支給判定Q&Aの構成

## C-3. 実際のQ&A例

以下に指針、各種目、児童補装具および難病についてのQ&A14例を示す。

例1) 指針第1 基本的事項 1補装具費支給の目的について

Q 身体障害児の立位・歩行訓練にあたって用いられる補装具について、治療・訓練用のものと将来社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるもの（療育用）とは、どのように区別して考えればよいのでしょうか？

A 治療・訓練用のものは、医療現場で医師の管理下において治療効果が期待できる段階のものと考えられます。療育用のものは、適応や成長対応等を考慮して有用性と安全性が確認され、日常生活や就学・就労の場で継続的な利用が見込まれることが明らかとなった場合に適用されるものと考えます。その場合は、障害者総合支援法に

よる補装具費の支給を検討することになります。

例2) 指針第2 具体的事項1(2)特例補装具費の支給について

Q 真にやむを得ない事情の考え方を教えてください。

A 補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められないものです。特例補装具における「真にやむを得ない」要件とは、その用具、機能がなければ日常生活、就学・就労が困難であるかどうか、その用具を使わないことで痛みや褥瘡、変形が発生するリスクが高いなど、医学的な問題が生じる可能性を踏まえて判断するとよいでしょう。

例3) 指針第2 具体的事項1(4)補装具費の支給対象となる補装具の個数について

Q 健康管理を目的として、プール用の2個目の義足が認められるでしょうか？

A 公費で支給する補装具でスポーツ用など運動時に使用するものが認められるのは、スポーツを行うことまたは教えることを職業（職業的活動を含む）としている者に限られます。プールに通うことで健康管理していることは理解できますが、プール専用のものを認めることは適当ではありません。

例4) 指針第2 具体的事項1(7)差額自己負担の取扱いについて

Q 差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？

A 例えば車椅子が必要なことは確かですが、さらに車椅子のデザイン性を重視したために基準額を超えるものを希望することになった場合などがあげられます。

この場合、当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。補装具自体の必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額まで支給することはできません。

例5) 指針第2 具体的事項1(8)介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

Q 介護保険では貸与できない既製品の車椅子が必要な場合、補装具として支給が可能でしょうか？

A 利用する制度として介護保険が優先されるなか、介護保険では貸与できない高機能性、耐荷重性、サイズなどが申請者の必要性に合致する車椅子、電動車椅子の場合は、既製品であっても補装具として認めることは可能です。

例6) 種目別：義肢

Q 高機能・高額な膝継手の希望者について判定の進め方を教えてください。

A これまで使用してきた膝継手の機能を十分使いこなしていることが最低の条件となります。その上で、日常生活や就労などで対応できない動作があることが確認できれば、より高機能・高額な膝継手を支給する余地があります。その際には、複数の膝継手のデモ機を用意して比較検討し、試用体験を経て慎重に判定することが望まれます。

例7) 種目別：車椅子

Q 基準に示すレディメイド車椅子とはどのような車椅子なのか考え方を教えてください。

A 基準に示すレディメイド車椅子すなわち基準額の75%で取り扱う車椅子とは、バックサポート、アームサポート、レッグサポート等の調整機能が装備されていない標準的な構造の車椅子のことです。カタログにある既製品だから全てレディメイドの算定方法（基準額の75%扱い）で扱うということではありません。

例8) 種目別：電動車椅子

Q 基準額を超える高額・高機能な電動車椅子の判定の考え方を教えてください。

A 身体状況、障害が進行するか固定なのか、使用環境、使用目的、使用頻度などを十分に把握する必要があり、基本的に直接判定が望まれます。デモ機の試用などを経て他の製品との比較検討の上、最終的にその製品でなければならない仕様、サイズ、機能、使用しないことによる不利益等を十分に勘案して判定します。必要性を認める場合は特例補装具として扱います。希望する製品までの必要性がなく、基準額内の製品で対応可能と判断した場合に基準額までを支給し、差額自己負担での購入を認めるか否かは各更生相談所での判断となります。